

《 入 札 条 件 》

(1) 入札保証金	免除
(2) 入札違約金	落札者が契約を締結しないときは、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として納入のこと。
(3) 契約保証金	契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上とし、その種類は、福山市契約規則に定めたものを落札者が契約を締結する前に納入すること。ただし、福山市契約規則の免除規定に該当するときは、この限りでない。
(4) 入札書の提出方法について	①「郵便等入札試行要領」に基づき、入札書を指定した場所及び入札書到達期限までに到達するように送付すること。 ②落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③入札回数は、初度を含めて3回までとする。再度入札を実施する場合は、郵送等によらず、指定する日時及び場所に、入札書を持参すること。
(5) 落札者の決定方法	①地方自治法施行令第167条の10第2項（最低制限価格の設定）により決定する。 最低制限価格の設定基準は、予定価格の100分の70とする。 ②入札価格が最低制限価格未満の入札者は、落札者となれず、また、再度入札に参加することはできない。 ③開札の結果、落札となるべき同値の入札をした者が2者以上いるときは、開札を行った場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する（立会者がいる場合でも、当該立会者が入札参加資格者本人又は届出済の代理人以外の者であるときは、代理権限を証する委任状を持参しなければ当該くじを引くことができない。）。 なお、当該入札者のうち、くじを引かない者（開札に立ち会っていない者も含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
(6) 契約締結について	落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結するものとする。
(7) 特記事項	公正な入札を確保等 公正な入札を確保するため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。 なお、入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。 ①入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。 ②入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。 ③入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。 ④入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。 また、本市が入札談合に関する情報を入手した場合においては、市の事情聴取等の結果に応じて、次のとおり対応する。 ア）明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、「談合情報対応マニュアル」に基づき、入札執行の延期若しくは取りやめ又は無効とする。 イ）明らかに談合の事実があったと認定できないが、談合の疑いが払拭できない場合には、「談合情報対応マニュアル」に基づき、入札を無効とすることがある。
(8) その他	・再度の入札が1者の場合は、無効とする。 ・その他必要事項は仕様書において説明するとおりとし、入札条件及び入札心得を承諾のうえ入札すること。 ・入札参加希望書の提出から開札までの間に入札を辞退する場合は、入札書到達期限までに辞退届を提出すること。